



山形県公報

平成21年5月15日(金)
第2042号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……609
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……610
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……611
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 定数漁業に係る許可及び認可の申請期間……………(庄内総合支庁水産課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……612
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……613

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(管財課) ……615
- 同……………(同) ……同
- 平成21年度狩猟免許試験の実施……………(みどり自然課) ……616

## 告 示

### 山形県告示第507号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                      | 居宅サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------------|----------------------------------|-----------|-------------|
| 有限会社ひなたぼっこ<br>米沢市舘山一丁目2番6-2号 | ひなたぼっこ訪問介護事業所<br>米沢市舘山一丁目2番15-3号 | 訪問介護      | 平成21. 4. 24 |

|                                      |                                     |          |   |      |
|--------------------------------------|-------------------------------------|----------|---|------|
| 特定非営利活動法人あすなろの会<br>米沢市窪田町窪田1400番地    | あすなろ窪田デイサービスセンター<br>米沢市窪田町窪田1421番地1 | 通 所 介 護  | 同 | 4.28 |
| 株式会社テイクオフ<br>東置賜郡川西町大字西大塚<br>2308番地9 | ケアステージとこしえ鮎貝<br>西置賜郡白鷹町大字鮎貝1141番地1  | 通 所 介 護  | 同 | 4.24 |
| 医療法人社団公德会<br>南陽市栲塚948番地の1            | 南陽訪問看護ステーション<br>南陽市栲塚1180番地の2       | 居宅療養管理指導 | 同 |      |

## 山形県告示第508号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地                         | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------|------------|
| 有限会社ひなたぼっこ<br>米沢市舘山一丁目2番6-2号         | ひなたぼっこ訪問介護事業所<br>米沢市舘山一丁目2番15-3号    | 介護予防訪問介護    | 平成21. 4.24 |
| 特定非営利活動法人あすなろの会<br>米沢市窪田町窪田1400番地    | あすなろ窪田デイサービスセンター<br>米沢市窪田町窪田1421番地1 | 介護予防通所介護    | 同 4.28     |
| 株式会社テイクオフ<br>東置賜郡川西町大字西大塚<br>2308番地9 | ケアステージとこしえ鮎貝<br>西置賜郡白鷹町大字鮎貝1141番地1  | 介護予防通所介護    | 同 4.24     |

## 山形県告示第509号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                   | 事業所の名称及び所在地                         | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日      |
|---------------------------------------|-------------------------------------|-----------|------------|
| 新日本エンジニアリング株式会社<br>米沢市相生町6番77号        | あすなろ窪田デイサービスセンター<br>米沢市窪田町窪田1421番地1 | 通 所 介 護   | 平成21. 4.30 |
| 山形おきたま農業協同組合<br>東置賜郡川西町大字上小松<br>978-1 | J A山形おきたま福祉センター米沢<br>米沢市金池五丁目3番9号   | 福祉用具貸与    | 同          |

## 山形県告示第510号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                     | 廃止年月日       |
|---------------------------|---------------------------------|-------------|
| 医療法人社団公德会<br>南陽市栲塚948番地の1 | 米沢駅前居宅介護支援事業所<br>米沢市下花沢二丁目7番20号 | 平成21. 4. 30 |

**山形県告示第511号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                 | 事務所の名称及び所在地                         | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日       |
|---------------------------------------|-------------------------------------|-------------|-------------|
| 新日本エンジニアリング株式会社<br>米沢市相生町6番77号        | あすなる窪田デイサービスセンター<br>米沢市窪田町窪田1421番地1 | 介護予防通所介護    | 平成21. 4. 30 |
| 山形おきたま農業協同組合<br>東置賜郡川西町大字上小松<br>978-1 | J A山形おきたま福祉センター米沢<br>米沢市金池五丁目3番9号   | 介護予防福祉用具貸与  | 同           |

**山形県告示第512号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                           | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|--------------------------------------|---------------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 社会福祉法人山形県手をつなぐ育成会<br>山形市小白川町二丁目3番31号 | しょうがい者就労継続支援事業所「すてっぷ」<br>米沢市東二丁目8番55号 | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 平成21. 4. 30 |

**山形県告示第513号**

山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、同規則第25条の規定により定数が定められた漁業に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業の種類  
小型機船底びき網漁業
- 2 申請期間  
平成21年5月26日から同年6月19日まで

**山形県告示第514号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営志戸田地区土地改良事業（地域水田農業再編緊急整備事業（緊急整備型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称

県営志戸田地区土地改良事業（地域水田農業再編緊急整備事業（緊急整備型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

山形市役所

3 縦覧に供する期間

平成21年5月21日から同年6月18日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表するものは、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

### 山形県告示第515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、庄内赤川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所         |
|----------|-------|-------------|
| 理 事      | 松 浦 茂 | 鶴岡市小淀川丙15番地 |

### 山形県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年5月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市下田沢字滝ノ俣17番2から  
同 字中山口74番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年5月15日

### 山形県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年5月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 面野山鶴岡線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市福田字八日田176番1から  
同 122番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年5月15日

### 山形県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年5月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 添川上藤島線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市渡前字太田43番1から

- 同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成21年5月15日

山形県告示第519号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第113号
- 2 指定の場所 寒河江市本楯四丁目20-92、41-9、50-4、50-7
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長49.50メートル
- 4 指定年月日 平成21年5月7日

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月15日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

別表第1山形市市長部局の項中「、技監」を削り、「総括主幹（管財課）を「総括主幹（行革推進課、職員課及び管財課）」に、「行政管理課」を「行革推進課」に改め、「、主幹（秘書課に置くもので秘書に関する事務を担当するものに限る。）」を削り、「法令係長」を「秘書係長、法令係長」に、「室長、副参事」を「副参事」に、「、診療

技術部長」を「（中央診療部長を除く。）」に、  
「場長、副場長（立谷川清掃工場に置くものに限る。）」を

「場長」に、

|        |        |   |
|--------|--------|---|
| 中央卸売市場 | 場長、課長  | を |
| 浄化センター | 所長、副所長 |   |

「中央卸売市場 場長、課長」に、

「生活情報センター」を「消費生活センター」に改め、同表山形市会計課の項中「、副参事」を削り、同表山

形市教育委員会事務局の項中「室長」を「室長、総括主幹（管理課に置くものに限る。）」に改め、「、主幹（管理課に置くもので給食センターに関する事務を担当するものに限る。）」を削り、同表鶴岡市市長部局の項中「危機管理監」を「危機管理監、調整監」に、「課長（課付課長を除く。）、政策企画室長」及び「課長、政策企画室長」を「課長」に改め、同表鶴岡市会計課の項中「、主幹」を削り、同表鶴岡市教育委員会事務局中央公民館の項中

「館長」を「館長、主幹」に改め、同表鶴岡市農業委員会事務局の項中「局長」を

「局長、次長」に改め、同表酒田市市長部局の項中「危機管理官」を「危機管理官、定期航路事業所長」に改め、

同表酒田市教育委員会事務局の項中「、教育振興室長」を削り、同表新庄市市長部局の項中「、主幹」を削り、同表寒河江市市長部局の項中「及び秘書に関する事務を担当するもの」を削り、「職員係長」を「秘書係長、職員係長」に改め、上山市市長部局の項中「及び財政課に置くもので財政に関する事務を担当するもの」を削り、同表長井市市長部局の項中「課長」を「課長、秘書・危機管理主幹」に改め、同表長井市教育委員会事務局の項中

|              |    |   |
|--------------|----|---|
| 中央公民館        | 館長 | を |
| 長井市置賜生涯学習プラザ | 館長 |   |
| 図書館          | 館長 |   |

「長井市置賜生涯学習プラザ」館長に改め、同表南陽市市長部局の項中

「、主幹」を削り、同表最上町町長部局の項中「総看護師長」を「総看護師長、医療科長」に改め、同表大蔵村

村長部局の項中「課長」を「課長、主幹」に改め、同表高島町の項中

|      |                       |   |
|------|-----------------------|---|
| 町長部局 | 会計管理者、課長、監、主幹、総務課総務室長 | を |
| 病院   | 院長、副院長、事務長、主幹、総看護師長   |   |

町長部局 会計管理者、課長、監、主幹、総務課総務室長に改め、同表白鷹町町長部局の項中

「課長、室長」を「課長（課付課長を除く。）、企画主幹」に改め、同表白鷹町教育委員会事務局の項中

「教育長、主幹」を「教育長、教育次長」に改める。

別表第2置賜広域行政事務組合理事会部局の項中「課長」を「課長、室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                              | 日 時                       | 入札に付する物件                                      | 予定価格       |
|--------------------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------|------------|
| 東田川郡三川町大字横山<br>字袖東19番地1<br>庄内総合支庁本庁舎1階<br>12号会議室 | 平成21年6月23日（火）<br>午前10時30分 | 酒田市光ヶ丘二丁目58番48、同58番<br>101<br>宅地 391.54平方メートル | 6,191,200円 |

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                  | 場 所                                      | 日 時                      |
|-------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------|
| 酒田市光ヶ丘二丁目58番48、同58番101<br>宅地 391.54平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1<br>庄内総合支庁本庁舎1階12号会議室 | 平成21年6月5日（金）<br>午前10時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2065）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                              | 日 時                      | 入札に付する物件                          | 予定価格       |
|--------------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|------------|
| 東田川郡三川町大字横山<br>字袖東19番地1<br>庄内総合支庁本庁舎1階<br>12号会議室 | 平成21年6月23日（火）<br>午後1時30分 | 酒田市光ヶ丘二丁目58番43<br>宅地 239.76平方メートル | 4,103,200円 |

## 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者  
 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額  
 (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                          | 場 所                                          | 日 時                     |
|-----------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------|
| 酒田市光ヶ丘二丁目58番43<br>宅地 239.76平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番<br>地1<br>庄内総合支庁本庁舎1階12号会議室 | 平成21年6月5日（金）<br>午後1時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2065）に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成21年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         |
|---------------|-------------|
| 平成21年8月18日（火） | 庄内総合支庁（本庁舎） |
| 平成21年9月20日（日） | 村山総合支庁（本庁舎） |

## 2 時 間

午前9時から午後5時まで

## 3 受験資格

県内に住所を有する者で、平成21年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において20歳未満の者を除く。

## 4 受験手続

- (1) 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し）

- (イ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者



- (ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。）
- ハ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）
- (2) 提出先  
文化環境部みどり自然課
- (3) 提出期間
  - イ 8月18日に実施する試験を受験する場合 7月21日（火）から8月7日（金）まで
  - ロ 9月20日に実施する試験を受験する場合 8月24日（月）から9月11日（金）まで
- 5 その他  
詳細については、文化環境部みどり自然課に問い合わせること。

平成21年 5月15日印刷  
平成21年 5月15日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056